

株式会社スギシヨク 法令遵守規程

(趣 旨)

第1条 株式会社スギシヨク（以下「この法人」という。）は、組織及び法令遵守施策の実施・運営の原則を定め、この法人が高い倫理性を持って、役職員等が全ての法令等を遵守し、又は社会規範を尊重することにより、その事業活動の公正かつ適切な運営を目指す。

(目 的)

第2条 この法人が経営する介護保険事業その他福祉事業等の実施にあたり、関係法令を遵守し、かつ適正的確に業務を遂行し、各サービスの利用者等にとって安全安心な高品質サービスの提供となることを目的として、その具体的な方法等について必要な事項を定める。

(基本方針)

第3条 この法人の役員（取締役等）及び職員（以下「役職員等」という。）は、事業活動の業務遂行に際しては法令遵守を最優先とし、法人が行う全ての事業を適正に行うために、以下を法人の基本方針とする。

- 一 事業実施・サービス提供に際しては、全ての役職員等が常に法令遵守に心がけ、違法となる行為は行わないものとする。
- 二 理事長は、必要な場合には法令遵守のために法令遵守責任者を任命し、法令遵守全般にかかわる事項を所管し、法令遵守に関する各種施策の立案及び実施の統括・管理を担当させることができるものとする。
- 三 法令遵守のために必要な指導監査体制を法人本部において整備し、法令遵守責任者を配置するものとする。
- 四 各施設または事業所等（以下、「施設等」という。）の施設長・管理者等（以下、「施設長等」という。）は、介護保険法その他法令の定めるところによる「従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。」等の管理者としての責務として、施設等内における法令遵守体制を整え、事業実施を行なうものとする。

(法人本部の法令遵守体制)

第4条 法人本部内の各部・各室（以下「本部各部等」という。）は、それぞれの担当分野において常に各施設等における法令遵守に関する指導、状況把握や定期的な監査を行なうことをその業務のひとつとして担うものとする。

- 2 本部各部等の責任者は、各事業所からの法令遵守に関わる報告を受けた場合には、法令遵守責任者に報告し、必要な措置及びそのための各施設等の施設長等への指示指導を行なうものとする。

(法令遵守責任者)

第5条 取締役会は、法令遵守責任者を法人本部に1名配置するものとする。

- 2 取締役会は、法令遵守責任者から要請があるときは、副法令遵守責任者を法人本部あるいは地域ごとに選任することができるものとする。
- 3 法令遵守責任者は、法人本部の役職等と兼務することができる。

(法令遵守責任者の業務)

第6条 法令遵守責任者は、取締役会の命を受け、本部各部等の責任者及び各施設等の施設長等と連携し、法令遵守の周知徹底を指導監督し、各施設等の適正な事業運営を確保するための役割を担うものとする。

- 2 法令遵守責任者は、法人内の各施設等が法令遵守のもと適正に事業が遂行されるよう、法人における「法令遵守」の責任者として、以下の業務を行うものとする。
 - 一 法人本部及び各施設等の法令遵守のための組織体制に関する指導及び提案
 - 二 法令遵守に関する本規程等の制定及び改定に関する提案
 - 三 各施設等及び職員に対する法令遵守の周知徹底についての指導及び提案
 - 四 各施設等の法令遵守状況の把握及び監査に対する指揮監督
 - 五 上記の状況把握及び監査に基づく施設等の法令遵守状況の評価及び指導
- 3 法令遵守責任者は、施設等及び本部各部等からの報告または職員からの通報等を踏まえ、法令違反事項と思われる事象を発見した場合には、法令違反状況等について事実関係を確認するとともに、速やかに必要な措置をとると共に法令遵守担当理事及び取締役会へ報告を行なうものとする。

(施設長等の責務)

第7条 各施設等の施設長等は、事業実施および職員管理の責任者として、自らが責任を担う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するものとする。

- 2 各施設等の施設長等は、職員が法令を遵守し業務を遂行することに関する必要な指示命令を行なわなければならないものとする。
- 3 各施設等の施設長等は、必要に応じて定期的に職員に対して法令遵守に関する研修を企画実施し、周知徹底を図るものとする。
- 4 各施設等の施設長等は、自らが責任を担う事業の実実施計画や費用算定に関して、法令を遵守しているかどうかの疑義が生じた場合には、速やかに関連する事項の法人本部の担当部・室または法令遵守責任者に確認をすると共に、必要に応じて関連する監督官庁に確認を求めるものとする。
- 5 各施設等の施設長等は、自らが指揮監督する職員や事業実施内容あるいは費用算定等において、法令に違反すると思われる状況が生じた場合には、その是非にかかわらず、速やかに関連する事項の法人本部の担当部・室の責任者または法令遵守責任者に報告し、必要な措置に関する指示を受けなければならない。

(役職員等の責務)

第8条 役職員等は、第3条に定める基本方針等に定める遵法精神のもと、日々の業務を行うものとする。

- 2 役職員等は、自らも専門職としての職業倫理を身につけ、また、介護保険法その他関係法令を理解するとともに遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。
- 3 役職員等は、法令遵守の視点から違法行為及び疑わしい事象を発見した場合は、直ちに自らの上司または施設長等、必要に応じて法令遵守責任者あるいは法令遵守担当理事に報告しなければならない。

(コンプライアンス委員会 (法令遵守委員会))

第9条 取締役会は、コンプライアンス委員会を法令遵守責任者の下に設置し、以下の事項について執り行う。

- (1) 法令遵守施策の検討と実施
- (2) 法令遵守施策の実施状況のモニタリング
- (3) 法令遵守違反事件についての分析・検討
- (4) 法令遵守違反再発防止策の策定
- (5) 法令遵守に関する研修計画の策定及び実施
- (6) その他、法令遵守責任者が必要とする事項

(教育及び研修)

第10条 法令遵守に関する研修を、各施設長等が自ら責任を担う施設等内で行うとともに、法令遵守責任者及び本部各部等は共同で、必要に応じて法人として企画実施し、この法人のすべての役員等に法令遵守の周知徹底を図るものとする。

(業務実施状況の指導監査)

第12条 各施設等の事業実施状況が、法令遵守のもと適切に実施されているか、サービスの質向上のための取り組みや職員の介護技術等の向上が図れているか等のチェック及び指導のために、原則として年1回当該施設等において、関係職員への聴取及び指導を行う法人内指導監査を実施するものとする。

- 2 法人内指導監査については、指導は「経営戦略推進部」が、本部各部等がそれぞれの担当分野について支援し、法人内の施設等の専門職等の協力を得ながら、実施するものとする。
- 3 法人内指導監査の結果等によって改善を要する事項がある場合は、施設等の施設長等は適切かつ速やかに改善を図るとともに、法令遵守に係る項目については、法令遵守責任者に報告を行ない、その指示指導のもと施設等における法令遵守体制・職員研修等について必要な見直しを行う等の措置を行なうものとする。

- 4 法人内指導監査は、年1回実施することを原則とするが、やむを得ない状況や過去の事業実施状況等から法令等の遵守状況及びサービス提供内容が良好な施設等については、自主点検表の提出をもって代えることができるものとする。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、取締役会の決議を経て行う。

付則

この規程は、令和 5年4月1日から施行する。